

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する 事項	1 [6]伊丹市中心市街地活性化の基本方針 参 照
	認定の手續	9 . [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 参照
	中心市街地の位置及び 区域に関する基本的な 事項	2 . 中心市街地の位置及び区域 参照
	4 から 8 までの事業及 び措置の総合的かつ一 体的推進に関する基本 的な事項	9 . 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的 かつ一体的推進に関する事項 参照
	中心市街地における都 市機能の集積の促進を 図るための措置に関す る基本的な事項	10 . [1] 都市機能の集積の促進の考え方 参照
	その他中心市街地の活 性化に関する重要な事 項	11 . その他中心市街地の活性化のために必要な 事項 参照
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために 必要な 4 から 8 までの 事業等が記載されてい ること	4 . 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、 公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備そ 他の市街地の整備改善のための事業に関する 事項 ~ 8 . 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と 一体的に推進する事業に関する事項 参照
	基本計画の実施が設定 目標の達成に相当程度 寄与するものであるこ とが合理的に説明され ていること	3 . 中心市街地活性化の目標 参照
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの	事業の主体が特定され ているか、又は、特定さ れる見込みが高いこと	4 . 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、 公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備そ 他の市街地の整備改善のための事業に関する 事項 ~ 8 . 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と 一体的に推進する事業に関する事項の実施主体 参照

<p>であること</p>	<p>事業の実施スケジュールが明確であること</p>	<p>4 .土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項～ 8 .4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項は、計画期間の平成 24 年度までに完了もしくは着手できる見込みである</p>
--------------	----------------------------	--